

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

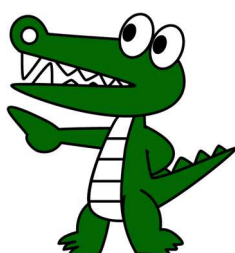


とよ なか し ふく し じ む しょ
豊 中 市 福 祉 事 務 所

れいわ ねん (2023年) 12月1日発行
令和5年 (2023年) 12月1日発行

もくじ
目次

1	<small>せいかつ ほご もくてき</small> 生活保護の目的	1
2	<small>せいかつ ほご</small> 生活保護のしくみ	3
3	<small>しんせい ほご けつてい</small> 申請から保護の決定まで	9
4	<small>ち く たんとういん</small> 地区担当員（ケースワーカー）とは	10
5	<small>みんせい いいん</small> 民生委員とは	10
6	<small>けんり</small> あなたの権利	10
7	<small>ぎむ</small> あなたの義務	11
8	<small>りょうきん げんめん めんじょ</small> いろいろな料金が減免・免除されます	15
9	<small>びょうき てつづ</small> 病気になったときの手続き	16
10	<small>こうこうとう つうがくちゅう しんがくよてい こ かた</small> 高校等に通学中、進学予定の子どもがいる方	19
11	<small>ほごひ うと</small> 保護費の受け取りかた	20
12	<small>ほごひ かえ</small> こんなときは保護費を返していただきます	21
13	<small>ふふくもう た</small> 不服申し立てについて	22
14	<small>そうだん</small> こんなときには相談を	22
15	<small>た</small> その他	23
	<small>おぼ が</small> 覚え書き	<small>うらびょうし</small> 裏表紙



せいかつ ほ ご もくてき

1 生活保護の目的

せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど
生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度

せいかつ いとな けんり ゆう りねん もと せいてい せいかつほごほう
の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、

こくみん せいぞんけん ほしょう くに せいで わたし びょうき しつぎょう た
国民の生存権を保障する国の制度です。私たちは病気や失業、その他い

じじょう せいかつ くる せいかつ
ろいろな事情で生活が苦しくなり、どうしても生活ができないときがありま

せたい せいかつ えんじょ ふたた じぶん ちから
す。そのとき、あなたの世帯の生活を援助し、再び自分たちの力でくらすこ

てつだ せいかつ ほ ご せいで せいかつほごほう い か ほう
とができるようお手伝いするのが、生活保護制度です。(生活保護法(以下「法

だい じょう
という) 第1条)

せいかつ ほ ご せいで つぎ げんり げんそく もと おこな
生活保護制度は、次のような原理と原則に基づいて行われます。

(1) 保護の原理

げんいん なに せいかつ こま ばあい せいかつほごほう さだ ようけん
①原因が何であろうと生活に困った場合は、生活保護法の定める要件にあて

びょうどう ほ ご う むさべつびょうどう げんり
はまるときには、平等に保護を受けることができます。(無差別平等の原理／

ほうだい じょう
法第2条)

せいかつ ほ ご ほしょう せいかつすいじゅん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ
②生活保護で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を

い じ さいていせいかつ げんり ほうだい じょう
維持するためのものです。(最低生活の原理／法第3条)

せいかつ ほ ご せたい りよう しさん ねんきん てあて きゅうふきん た せいで
③生活保護は、その世帯で利用できる資産や年金・手当・給付金など他の制度

きゅうふ おや こ きょうだいしまい ふようえんじょ じぶん はたら のうりょく
による給付、親・子・兄弟姉妹などからの扶養援助、自分たちの働く能力

かつよう せいかつ おこな
などあらゆるものを活用しても、なお生活ができないときに行われます。

ほそくせい げんり ほうだい じょう
(補足性の原理／法第4条)

ほご げんそく (2) 保護の原則

① 生活保護は、原則として本人などからの申請によって行われます。ただし、

ようほごしゃ せいし きんきゆう じょうきょう ふくしじむ
要保護者の生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務

しょちょう ほんだん ほんにん しんせい ほご おこな しんせい
所長の判断で本人から申請がなくても保護を行うことができます。(申請

ほご げんそく ほうだい じょう
保護の原則／法第7条)

② 生活保護は、その世帯の構成・年齢・居住地など、国の定める基準にてら

せたい しゅうにゆう たくわ しさん かつよう さいていげんど せいかつ
して、世帯の収入や貯え、資産などを活用しても、なお最低限度の生活

いじ た ぶん おぎな かたち おこな きじゅんおよ
の維持ができないときに、足りない分を補う形で行われます。(基準及び

ていど げんそく ほうだい じょう
程度の原則／法第8条)

③ 生活保護は世帯の事情にあわせて、最低限度の生活の維持のため必要な

ばあい おこな ひつようそくおう げんそく ほうだい じょう
場合に行われます。(必要即応の原則／法第9条)

④ 生活保護は、世帯(生計を同じくしている人々)全体を対象として、保護

ひつよう けつてい せたい たんい げんそく ほうだい じょう
が必要かどうかを決定します。(世帯単位の原則／法第10条)



2 生活保護のしくみ

くに さだ きじゆん ほ ごきじゆん けいさん せたい さいていせいかつひ
 国の定める基準（保護基準）によって計算された、世帯の最低生活費とあ
 なたの世帯の収入をくらべて、収入の方が少ないとき、その足りない分
 ほごひ しきゆう
 が保護費として支給されます。

■保護を受けることができる場合

さいていせいかつひ 最低生活費	
せたい しゅうにゆう 世帯の収入	せいかつほごひ 生活保護費

⇒世帯の収入の方が最低生活費より少ないので、その差額が支給されます。ただ
 し、収入が多い場合には、医療費や介護費用の一部を負担していただく場合があります。

■保護を受けることができない場合

さいていせいかつひ 最低生活費	
せたい しゅうにゆう 世帯の収入	

⇒最低生活費より世帯の収入の方が多いため、保護を受けることができません。

- ・収入についての詳細は8ページへ
- ・働くことができる人は、その能力に応じて働く必要があります。
- （法第60条/生活上の義務）詳細は11ページへ
- ・収入があった場合には必ず福祉事務所に申告する必要があります。
- （法第61条/届出の義務）詳細は13ページへ



ほごきじゆん
(1) 保護基準

げんざい きよしょ ねんれい せたい にんずう きんがく さだ き
 現在の居所・年齢・世帯の人数などによって金額が定められています。基

じゆんがく げんそくまいとし がつ かいいてい おこな
 準額は原則毎年4月に改定が行われます。

さいていせいいかつひ
(2) 最低生活費

せいにかつほご せいにかつ じゆうたく きょういく いりょう かいご しゅっさん せいぎょう そうさい
 生活保護には、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭

しゅるい ふじよ さいていせいいかつひ せたい ひつよう かくふじよ あ
 の8種類の扶助があり、最低生活費とはその世帯に必要な各扶助を合わせた

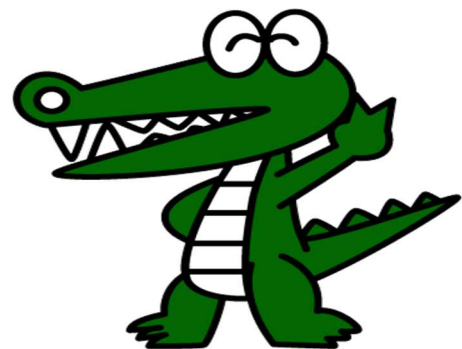
かくふじよ ないよう つぎ
 ものです。各扶助の内容は次のようになっています。

ふじよ しゅるい 扶助の種類	ふじよ ないよう 扶助の内容
せいにかつ ふじよ ①生活扶助	いしょく にちじょう せいにかつひ こうねつすいひ 衣食など日常生活費や光熱水費
じゆうたくふじよ ②住宅扶助	やちん ちだい 家賃・地代
きょういくふじよ ③教育扶助	ぎ むきょういく しょうがっこう ちゅうがっこう ひつよう がくようひんだい きゅうしょくひ 義務教育(小学校・中学校)に必要な学用品代、給食費、 こうがいかつどうさんかひ 校外活動参加費など
いりょうふじよ ④医療扶助	いりょうきかん じゅしん ひよう 医療機関を受診するための費用
かいごふじよ ⑤介護扶助	かいごほけん きゅうふたいしょう かいご りよう ひよう 介護保険の給付対象となる介護サービスを利用するための費用
しゅっさんふじよ ⑥出産扶助	しゅっさん ひよう 出産のための費用
せいぎょうふじよ ⑦生業扶助	しごと ひつよう しきん ぎのう しゅうとくひ こうとうがっこうとう 仕事をするために必要な資金や技能の修得費、高等学校等の しゅうがくひよう 就学費用など
そうさいふじよ ⑧葬祭扶助	そうぎ ひよう いてい ようけん 葬儀のための費用(一定の要件があります)

せたい せたいいん じょうきょう おう せいにかつふじよひ かくしゅかさんがく けいじょう ばあい
 ※世帯や世帯員の状況に応じて、生活扶助費に、各種加算額が計上される場合
 があります。

おも かしん
 <主な加算>

とうきかしん ・冬季加算	とうきかん だんぼうだい ひよう とよなかし ばあい がつ がつ 冬季間の暖房代にかかる費用（豊中市の場合は11月～3月）
にんさんぶかしん ・妊産婦加算	にんぶ さんぶ かた かしん 妊婦・産婦の方への加算
ほしかしん ・母子加算	おやかてい しきゅう じどう にんずう かしん ひとり親家庭に支給。児童の人数により加算
しょうがいしゃかしん ・障害者加算	しょうがい ていど おう かしん 障害の程度に応じた加算
かいごほけんりょうかしん ・介護保険料加算	かいごほけん ひほけんしゃ たい ほけんりょうぶん かしん 介護保険の被保険者に対する保険料分の加算
じどうよういくかしん ・児童養育加算	じどう よういく ひと しきゅう じどう ねんれい にんずう かしん 児童を養育する人に支給。児童の年齢や人数により加算
た かしん ・その他の加算	かいごせつにつゆうしょしゃかしん えいようほきゅう ひつよう かんじゃ かしんとう 介護施設入所者加算や栄養補給の必要な患者への加算等



いちじふじょとう
(3) 一時扶助等

まいつきしきゅう ほごひ さいていせいかつひ ひつよう
毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべ
ふく しゅっさん にゅうがく にゅうたいいん ばあい あたら
て含まれています。しかし、出産、入学、入退院などの場合や、新しく
ほご かいし ぶっし も あ ばあい まいつきしきゅう
保護が開始されるときに物資などの持ち合わせがない場合など毎月支給され
ほごひ かくほ こんなん ばあい
る保護費のやりくりだけではこれらのものを確保することが困難な場合があり
ます。このような場合に限って、一時的に対応するための費用を支給します。
いちじふじょとう ないよう つぎ
一時扶助等の内容は次ページのようなものがあります。

- いちじふじょとう しきゅう いったい ようけん じょうげんがく い か こうもく
◆一時扶助等の支給には、一定の要件や上限額があり、以下の項目であっても
しきゅう ばあい かなら じぜん ちくたんとういん そうだん
支給されない場合がありますので、必ず事前に地区担当員に相談してください。
しきゅう りょうしゅうしょ しよるい ひつよう あと そうだん
◆支給にあたっては、領収書などの書類が必要になります。後から相談してい
いちじふじょとう しきゅう ばあい じゅうぶん ちゅうい
ただいても、一時扶助等を支給できない場合がありますので十分に注意してくださ
い。
いりょう せじゅつ さんしょう
◆医療や施術については、このしおりの16～18ページも参照してください。



<p>ひふくひ 被服費</p>	<p>ふとん ひふく ちょうきにゆういん にゆうしょご たいいん たいしょじとう じゅうきよ かくほ ばあい さいがい ◇布団・被服…長期入院・入所後の退院・退所時等に住居を確保する場合や、災害にあった場合に、布団類や被服が全くない、又は全く使用に堪えなくなった場合の費用</p> <p>ばあい ふとんるい ひふく まった また まった しょう た ばあい ひよう ◇新生児被服等…出産を控えて産着などを必要とする場合の費用</p> <p>しんせいじひふくとう しゅっさん ひか うぶぎ ひつよう ばあい ひよう ◇おむつ…常時失禁状態にある患者等がおむつを必要とする場合の費用</p>
<p>にゆうがくじゅんびきん 入学準備金</p>	<p>しょうがっこう ちゅうがっこう にゆうがく さい がくせいふく がくようひんとう こうにゆう ひつよう ひよう 小学校・中学校の入学の際に、学生服や学用品等の購入に必要な費用</p>
<p>しゅうしょくしたくひ 就職支度費</p>	<p>ちゅうがっこう こうとうがっこうそつぎょうごとう あら しゅうしょく ばあい ひつよう ようふく くつ ひよう 中学校・高等学校卒業後等、新たに就職する場合に必要な洋服や靴などの費用</p>
<p>かぐじゅうきひ 家具什器費</p>	<p>ちょうきにゆういん にゆうしょご たいいん たいしょじとう じゅうきよ かくほ ばあい さいがい ばあい ひつよう 長期入院・入所後の退院・退所時等に住居を確保する場合や、災害にあった場合に必要とする炊事用具や食器類、冷暖房器具の費用</p> <p>すいじょうぐ しょつきるい れいだんぼうきぐ ひよう る炊事用具や食器類、冷暖房器具の費用</p>
<p>せいかついそうひ 生活移送費</p>	<p>しん ばあい てんきよ さい ひっこしひよう だんしゅかいとう さんか さい ひつよう こうつうひ 真にやむをえない場合の転居の際の引越費用や、断酒会等に参加する際に必要な交通費など</p>
<p>てんきよ さい 転居の際の 敷金等</p>	<p>しん ばあい てんきよ さい ひつよう しききん れいきん 真にやむをえない場合の転居の際に必要な敷金・礼金など</p>
<p>けいやくこうしんりよう 契約更新料</p>	<p>ちんたいじゅうたく けいやくこうしんりよう かさいほけん けいやくこうしんりよう ひつよう ばあい ひよう 賃貸住宅の契約更新料や火災保険の契約更新料が必要な場合の費用</p>
<p>がくしゅうしえんひ 学習支援費</p>	<p>しょうがくせい ちゅうがくせい こうこうせい かつどう よう ぶっぴん こうにゆうひよう がっしゅくさんかひよう 小学生、中学生、高校生のクラブ活動に要する物品の購入費用や、合宿参加費用など</p>
<p>いりょういそうひ 医療移送費</p>	<p>いりょうきかん じゅしん こうつうきかん りよう さい こうつうひとう 医療機関を受診するために交通機関を利用する際の交通費等</p> <p>ようけん かくにん ひつようさいしょうがく いそうひ きゅうふ おこな ※要件を確認し、必要最少額の移送費の給付を行います。</p>
<p>こうこうせいとう 高校生等の 通学用自転車</p>	<p>つうがく じてんしゃ しょう ばあい じてんしゃこうにゆうひ 通学のために自転車を使用しなければならない場合の自転車購入費</p>
<p>きょうざいだい 教材代</p>	<p>せいき きょうざい がっこうちょうまた きょういくいいんかい してい ふくどくほんてきとしよ 正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、 わようじてん こうにゆうひ ふえ とう がつきこうにゆうひ 和洋辞典）の購入費、笛やハーモニカ等の楽器購入費</p>

(4) 収入

はたら え しゅうにゆう しょうよ りんじしゅうにゆう こうこうせい せんもんがっこうせい
働いて得た収入（賞与などの臨時収入や、高校生や専門学校生
どうみせいねんしゃ しゅうにゆう ふく よういくりょう しんぞくとう しおく
等未成年者のアルバイト収入を含む）、養育料、親族等からの仕送り、
てあて ねんきん ほけんきん ほしょうきん かくしゅきゅうふきん そうぞくざいさん ひぞうよざいさん しさん
手当、年金、保険金、補償金、各種給付金、相続財産、被贈与財産、資産
ばいきやくえき しゅとく しさん せたい はい しゅうにゆう ごうけい
の売却益、取得した資産など、あなたの世帯に入るすべての収入の合計
せたいしゅうにゆう しゅうにゆうにんてい
を世帯収入として収入認定します。



はたら え しゅうにゆう ただ しんこく
ただし、働いて得た収入については、正しく申告することにより
こうつうひ しゃかいほけんりょうとう ひつようけいひ こうじょ しゅうにゆうがく
交通費や社会保険料等の必要経費が控除されるほか、さらに収入額に
おう いったい こうじょ き そこうじょ
応じた一定の控除（基礎控除）があります。

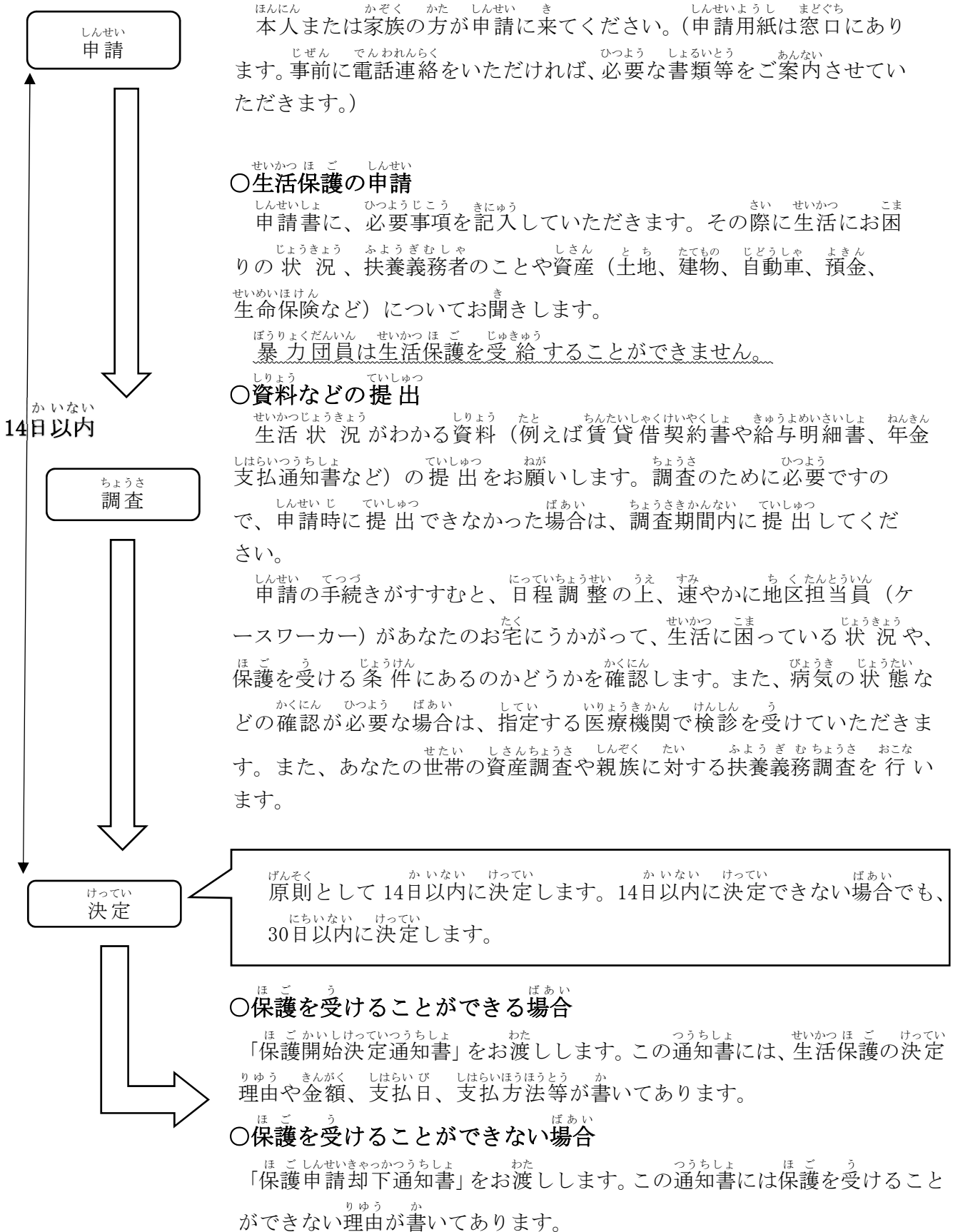
こうじょご きんがく しゅうにゆう にんてい さいていせいかつひ さがく ほごひ
控除後の金額が収入として認定され、最低生活費との差額が保護費と
しきゅう しゅうろう せたい せいかつひ ふ
して支給されますので、就労することで、世帯の生活費は増えることになり
ます。

あんてい しょくぎょう つ はたら え しゅうにゆう ふ
また、安定した職業に就き、働いて得た収入が増えることにより
ほご はいし いた ばあい ほごはいしご けんこうほけんりょう かくしゅぜいきんとう じりつご
保護の廃止に至った場合、保護廃止後の健康保険料や各種税金等で自立後
せいかつ ふあんてい しゅうろうじりつきゅうふきん いちじきん きゅうふ
の生活が不安定にならないよう、「就労自立給付金」という一時金が給付
されます。



しゅうにゆう ほごひ かんけい ぐたいれい
収入と保護費の関係の具体例について
せいかつほご さんこうしりょう さんしょう
は、「生活保護のしおり参考資料」も参照
してください。

3 申請から保護の決定まで



ち く た ん と う い ん

4 地区担当員(ケースワーカー)とは

ふくしじむしょ ち く た ん と う い ん せたい せいかつじょうきょう しゅうにゅう かくにん
福祉事務所の地区担当員は、あなたの世帯の生活状況や収入などについて確認

たり、お宅を訪問したりします。(福祉事務所からの連絡がつかない、所在がわからな

いなどの際は、安否確認を実施する場合があります。) あなたのくらしで困ったことがあ

れば、地区担当員に相談してください。必要に応じて、専門的な相談機関に紹介や

れんらく おこな そうだんないよう ひみつ かた まも
連絡を行います。相談内容についての秘密は、固く守ります。

ち く た ん と う い ん たんどく きんせん つうちょう とう あず
なお、地区担当員が単独で金銭・通帳・キャッシュカード等を預かることはありません。

みんせいいいん

5 民生委員とは

みんせいいいん ちいき せいかつ こま ひと そうだん ひと ふくしじむしょ
民生委員は地域で生活に困っている人たちの相談にのってくれる人で、福祉事務所と

きょうりよくかんけい ほうだい じょう
は協力関係にあります。(法第22条)

せいかつ ほ ご しゃかいふくしぜんぱん そうだん おう ひつよう こうてききかん しょうかい
生活保護をはじめ、社会福祉全般の相談に応じて、必要な公的機関を紹介してく

れますので、お困りのことがあれば相談してください。

けんり

6 あなたの権利

せいとう りゆう けつてい ほ ご ないよう ふりえき
(1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を、あなたの不利益になる

へんこう ほうだい じょう
よう変更されることはありません。(法第56条)

せいとう りゆう しはら ほ ご ひ かえ
(2) 正当な理由がなければ、お支払いした保護費を返してもらうことはありません。

ほ ご ひ ぜいきん ほうだい じょう
(3) 保護費に税金がかけられることはありません。(法第57条)

ほ ご ひ ほ ご う けんり さ お ほうだい じょう
(4) 保護費または保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。(法第58条)

ほ ご けつてい せたい せたいいん じょうきょう ひみつ まも
(5) 保護の決定にあたり世帯や世帯員の状況について、おたずねしますが、秘密は守られます。

7 あなたの義務

(1) 保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。(法第59条)

したがって、その権利を担保にすることはできません。

(2) 生活上の義務(法第60条)

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

① 稼働能力の活用

働ける人は、その能力に応じて働いてください。就労していない人は、早急に働きはじめるよう求職活動を行ってください。なお、豊中市では、就労にむけた支援を各種行っています(就労支援事業)。

② 健康管理

病気やけがの有無にかかわらず、健康の維持や改善に努め、健康状態を良好に保つよう心がけてください。病気・けがの人は、医師の指示にしたがって、治療に専念してください。必要に応じ、病気・けがの状態や治療の見込みなどを主治医に確認させていただく場合があります。なお、働きながら治療ができると判断されるときには、その能力に応じて働いてください。

③ 保護費の適正管理

保護費を計画的に使って生活をしてください。家賃・共益費・電気・ガス・

水道料金・学校の費用などを滞納しないでください。

④ 借金の禁止

原則として、新たに借金をすることはできません。名義を貸すことも借り

ることも認められません。ただし、進学資金などについて、公的な貸付は認

められる場合がありますので相談してください。

⑤ 他法他施策の活用

年金・恩給・手当・健康保険など、他の法律や制度から給付が受けられる

人は、必ず申請してその給付を受けてください。

⑥ 資産の活用

保有している資産があれば、活用や売却などにより、生活費に充ててくだ
さい。

⑦ 扶養の活用

親・子・兄弟姉妹などの扶養義務者から、できるだけ援助を受けてくださ

い。



とどけで ぎむ
(3) 届出の義務 (法第61条)

ひほごしゃ しゅうにゆう ししゅつ たせいけい じょうきょう へんどう
被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、
また きよじゅうちも せたい こうせい いどう ほご
又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の
じっしきかんまた ふくしじ むしょちょう むね とど で
実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

つぎ ばあい すみ ちくたんとういん とど で とどけで おく
次のような場合には、速やかに地区担当員に届け出てください。届出が遅
れますと、それまでにかかった保護費が支払えなかったり、過去にさかのぼって
ほごひ しはら かこ
保護費を返していただいたりすることがあります。

しごと はじ か
◆仕事を始めたり、変わったり、やめたりするとき
しゅうしょく てんしょく きゅうしょく たいしょく はいぎょう
(就職、転職、求職、退職、廃業など)

しゅうにゆう りんじしゅうにゆう ふく
◆収入があつたとき (臨時収入を含む)

しゅうにゆう ていきてき しゅうにゆうしんこくしよ きゅうよしようめいしよ わた
収入については、定期的に収入申告書や給与証明書などをお渡し
しますので、必ず提出してください。毎月の生活保護費を除くすべての
かなら ていしゅつ まいつき せいかつほごひ のぞ
収入が、申告の対象となります。新たに収入があつたり、増減にかか
しゅうにゆう しんこく たいしゅう あら しゅうにゆう ぞうげん
らず収入額が変わったりするときは、その都度、すぐに届け出てください。
しゅうにゆうがく か つど とど で
収入申告の内容を確認するため、年に1回以上、課税状況を調査し
ただ しゅうにゆう しんこく ほごひ へんかん
ます。正しく収入が申告されないと、保護費を返還していただくことがあ
ります。

しゅうにゆう きんがく しゅうにゆう ばあい むね
収入の金額にかかわらず、また、収入がなかった場合でも、その旨を
せいかく しんこく
正確に申告してください。

にゅういん たいいん にゅういんさき か しゃかいほけん しかく え
◆入院または退院するとき。入院先が変わるとき。社会保険の資格を得て
けんこうほけんしゅう つか しゃかいほけん しかく そうしつ つか
健康保険証が使えるようになったり、社会保険の資格を喪失して使えなくな
ったりするとき。

◆家族の人数が変わるとき（出生、死亡、転入、転出など）や、就学
状況に変動があったとき（入学・卒業・転校・留年・休学・退学・
不登校など）。

◆住んでいる所が変わるときや、家賃、地代が変わるとき。

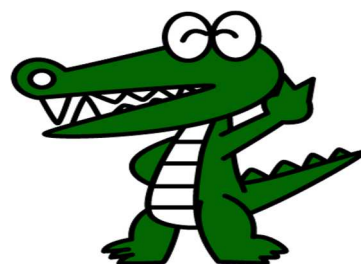
◆資産を得たとき（相続、交通事故などの補償を含む）や、処分したとき（土地、
建物、生命保険など）。

◆年金をさかのぼって、まとめて受給したとき。

◆自分の力で生活する見通しがつき、生活保護を必要としなくなったとき。

◆その他、生活の状況に変化があるとき（結婚、妊娠、家を長期間留守に
するとき、海外渡航、交通事故、警察に逮捕こう留されたときなど）。

「生活保護の適正な受給のために」もご覧ください。



しじとう したが ぎむ
(4) 指示等に 従う義務 (法第62条)

ふくしじむしよちょう せいかつ いじ こうじょう たほご もくてきたっせい ひつよう しどう
福祉事務所 長は、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導

また しじ
又は指示ができます。(法第27条)

しどうまた しじ したが ぎむ
これらの指導又は指示をうけたときは、これに従う義務があります。なお、

したが いったい てつづ へ うえ ふくしじむしよちょう ほご
これに従わないときは、一定の手続きを経た上で、福祉事務所 長は保護の

へんこう ていしました はいし
変更、停止又は廃止ができることになっています。

りょうきん げんがく めんじよ
8 いろいろな料金が減額・免除されます

せいかつほご う きかん てつづ おこな こうきょうりょうきん げんがく
生活保護を受けている期間は、手続きを行うと、公共料金などが減額

めんじよ せいかつほご かいし はいし ばあい
されたり、免除されることがあります。生活保護の開始、廃止などの場合には、

かんけい たんとうか こべつ しんせいてつづ ひつよう
関係する担当課へ、個別に申請手続きをしていただく必要がありますので、

かくじ てつづ おこな ちくたんとういん そうだん
各自で手続きを行ってください。くわしくは、地区担当員にご相談ください。

じゅうみんぜい こていしさんぜい
(1) 住民税・固定資産税

こくみんねんきんほけんりょう
(2) 国民年金保険料

ほいくしよとうほいくりょう
(3) 保育所等保育料

こうこうじゅぎょうりょう
(4) 高校授業料

くにせいど しゅうがくしえんきん おおさかふせいど じゅぎょうりょう しえんほじょきん
(国制度…就学支援金、大阪府制度…授業料支援補助金)

じゅしんりょう
(5) NHK受信料

てんきよとりんじてき そだい しよぶんりょう りょう のぞ
(6) 転居等臨時的な粗大ごみの処分料 (リサイクル料を除く)

かいごほけんりょうおよ りょうしゃふたんがく
(7) 介護保険料及び利用者負担額

こうえいじゅうたく やちん
(8) 公営住宅の家賃

びょうき てつづ 9 病気になったときの手続き

(1) 保険証等について

せいかつほごう ほご ていしきかん のぞ こくみんけんこうほけんしょう
生活保護を受ける（保護の停止期間を除く）と、国民健康保険証や、ひと

おやかていりりょうしょう こうきこうれいしやいりりょう ひほけんしゃしょう しょう
り親家庭医療証、後期高齢者医療被保険者証などは使用できませんので

たんとうか へんかん
担当課に返還してください。

けんこうほけん ひほけんしゃしょう きょうさいくみあいしんしょう も かた
健康保険の被保険者証、共済組合員証などをお持ちの方は、そのまま

ほけんしょう つか いりりょうきかん まどぐち ていじ あら
保険証を使うことができますので、医療機関の窓口に提示してください。新

ほけんしかく しゅとく うしな ばあい すみ ちくたんとういん ほうこく
たに保険資格を取得したり、失った場合などは、速やかに地区担当員に報告
してください。

(2) 受診について

かぞく いりりょうきかん じゅしん ひつよう おう
あなたやあなたの家族が、医療機関を受診される際には、必要に応じて

いりりょうふじよ きゅうふ いりりょう う せいかつほごほう してい してい
医療扶助が給付されます。医療を受けるには、生活保護法で指定された指定

いりりょうきかん かぎ じゅしん まえ ちくたんとういん かなら れんらく
医療機関に限られます。受診する前に地区担当員に必ず連絡してください。

ちくたんとういん いりりょうふじよ ひつよう かくにん いりりょうきかんとく れんらく
地区担当員は、医療扶助が必要かどうかの確認をし、医療機関等へ連絡し

うえ じゅしん ひつよう しょうい いりりょうきかん はっこう
た上で、みなさんが受診するために必要な書類を医療機関に発行します。

じぜんれんらく ばあい いりりょうひとう ぜんがくじ こふたん
事前連絡がない場合は、医療費等を全額自己負担していただくこともありま
す。

じかんがい どにち しゅくじつ きゅう じゅしん きゅうじつやかんじゅしんひょう いりりょう
時間外・土日・祝日に急に受診するときは、「休日夜間受診票」を医療

きかん まどぐち ていじ ごじつ すみ じゅしん ちくたんとういん
機関の窓口に提示してください。後日、速やかに受診したことを地区担当員

かなら れんらく
に必ず連絡してください。

(3) 入退院・通院について

病気が治ったとき、入院・退院するとき、入院先が変わるとき、医療

機関が変わるときは、すぐにそのことを地区担当員に連絡してください。

同じ病気について、同時に2ヶ所以上の医療機関にかかるような、かけも

ち受診はできません。

(4) 治療材料について

医療機関でメガネ・装具などの用具が必要であると医師から診断された

場合は、金額の確認や医師の意見の確認、福祉事務所での協議を行うなど

医療扶助の給付にさまざまな条件がありますので、必ず事前に地区担当員

に相談してください。

事前連絡がない場合は、かかった費用を全額自己負担していただくこともあ

ります。

(5) 施術について

整骨院や鍼灸院で施術（柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ）

を受ける場合は、生活保護法で指定された施術所（者）に限られます。

また、症状によっては、生活保護で施術を受けることができる場合と受

けることができない場合がありますので、事前に地区担当員に連絡して要件

を確認してください。地区担当員は、みなさんが施術を受けるために必要な

書類を発行します。事前連絡がない場合は、施術にかかった費用を全額自己

負担していただくこともあります。

(6) 第三者行為求償について

交通事故等、第三者からけがを負わされたときは、安易に示談に応じるこ
となく、速やかに地区担当員に連絡してください。

(7) 学校病について

義務教育を受けているお子さんは、学校保健安全法で指定された病気に
ついては、教育委員会事務局で医療券の受け取りの手続きをして受診してく
ださい。

(8) 後発医薬品の使用について

医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合には、
原則、後発医薬品を使用してください。先発医薬品については、医師がその
使用を認めている場合に使用することができます。後発医薬品の品質や効き目、
安全性はこれまでの薬と同等とされています。

10 高校等に通学中、進学予定の子どもがいる方

(1) 学生のアパート収入について

高校生等の未成年者であっても、アパート収入がある場合には必ず

申告してください。

高校生のアパート収入については20歳未満控除に加え、高等学校等

就学費によってまかなうことができない経費や費用、自動車免許取得費用や

卒業後の就職・進学に必要な費用を控除できる場合があります。控除を

受けるには事前の審査が必要になりますので、アパートを始める際には必

ず事前に地区担当員へ相談してください。

(2) 就学状況の変化について

転校・留年・休学・退学等就学状況に変化があれば地区担当員に

報告してください。高校等へ通学している間は学期ごとに学校が発行する

在学証明書を提出していただきます。

(3) 高等学校等就学費の支給について

高校等での就学にあたり、入学準備金をはじめとして就学に必要な

費用の一部が支給されます。くわしくは地区担当員にご相談ください。

(4) 進学支援について

こうこうそつぎょうご だいがくとうしんがく きぼう ばあい ずいじち くだんとういん そうだん
高校卒業後、大学等進学を希望する場合は随時地区担当員へご相談ください。
しょうがくきん しんろせんたくしえんじぎょうとう かんけいきかん あんない
奨学金や進路選択支援事業等、関係機関の案内をさせていただきます。
す。

だいがくとう しんがく せたいいん ほごはいし とりあつか
また、大学等へ進学した世帯員については保護廃止の取扱いとなりますが、
せいかつほ ごせたい こ だいがくとう しんがくしえん はか もくてき しんがく
生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援を図ることを目的とした進学
じゅんぴきゅうふきん しきゅう ばあい ようけんとう ちくたんとういん
準備給付金を支給できる場合があります。要件等については地区担当員へ
おたずねください。



ほごひ う と 11 保護費の受け取りかた

とよなかし ほごひ まいつき か か どにち しゅくじつ ちよくぜん
豊中市では、保護費は、毎月4日（4日が土日・祝日のときは、その直前
へいじつ こうざふりこみ きんがく か ほごへんこうけつてい
の平日）に、口座振込としています。金額が変わるときは、保護変更決定
つうちしょ おく へんこう ばあい おく
通知書を送ります。（変更のない場合は、送りません。）
せたい じょうきょう まどぐち しきゅう ばあい まどぐち う
世帯の状況によっては、窓口で支給する場合があります。窓口で受け
と さい いんかん いんふか じさん
取る際は、印鑑（スタンプ印不可）を持参してください。

ほごひ う と じかん へいじつ じ ふん じ ふん
保護費を受け取ることができる時間は平日の9時15分から15時15分

じ じ ふん のぞ
（12時～12時45分を除く）までです。

やむをえない理由で、指定された日に来ることができない場合は、地区
担当員に連絡してください。支給された保護費は、しっかり管理してくだ
さい。

12 こんなときは保護費を返していただきます

(1) 活用できる資産がありながら、保護を受けたとき

本来活用できる資産があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、す
でに支給された保護費を後から返していただきます。
例えば、年金をさかのぼって一括受給したとき、生命保険の解約返戻金
を得たとき、資産を処分し収入を得たとき、交通事故による損害賠償金
をもらったときなどです。(法第63条)

なお、支給された保護費のうち医療費は、社会保険に加入されている方以外
は全額が返還の対象となります。

(2) 不正な方法で保護を受けたとき

不実の申請、その他不正な手段によって保護を受け、又は他人に受けさせた者が
いる場合には、この間に受給した保護費を返していただきます。(法第78条)な
お、返していただく金額は、不正に受給した保護費に40%を上乗せした金額に
なることがあります。

調査により、収入を得ていたのにそれを申告しなかったことが判明した
場合には、処罰されることがあり(法第85条)、悪質な場合は刑事告訴を行う
場合もあります。なお、調査は随時行っています。

13 不服申し立てについて

せいかつほ ごと かいし へんこうまた きゃつか ていし はいし けってい ばあい
生活保護の開始や変更又は却下や停止、廃止などの決定があった場合には
かなら つうちしょ し けってい
必ず通知書でお知らせします。これらの決定について、わからないことがあれ
ば、説明を求めてください。

なっとく けってい し ひ よくじつ げつくない
それでも納得できないときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に
おおさかふち じ たい ふふくもうした しんさせいきゅう おこな
大阪府知事に対して不服申立て(審査請求)を行うことができます。(こ
けってい し よくじつ きさん げつくない けっていび よくじつ きさん
の決定を知った翌日から起算して3か月以内でも、決定日の翌日から起算
ねん けいか とき しんさせいきゅう おこな
して1年が経過した時には、審査請求を行うことができません。)

14 こんなときには相談を

じどうしゃ ほゆう うんてん げんそく みと
自動車・バイクを保有したり、運転することは、原則として認められません。
ほゆう しょう みと ばあい ちくたんとういん そうだん
ただし、保有・使用が認められる場合がありますので、地区担当員に相談して
たにん じどうしゃ か うんてん
ください。他人の自動車・バイクを借りて運転することもできません。
いえ とち ほゆう しょぶん ばあい
家・土地を保有することになったり、処分したりする場合には、あらかじめ
ちくたんとういん そうだん
地区担当員に相談してください。



とよ なか し やく しよ しゅう へん ず
豊中市役所周辺図



ふく し じ じ む しよ ぶん しつ しゅう へん ず
福祉事務所分室周辺図



かん けい き かん りやく ず
関係機関略図

いけだ
ハローワーク池田

いけだ こうきょうしよくぎょうあんていじょ
(池田公共職業安定所)

でんわ
電話:072-751-2595

かいちようじ かん ごぜん じ ふん ごご じ ぶん
開庁時間:午前8時30分~午後5時15分

ど にち きゅうしゆくじつ ねんまつ ねんしやす
(土・日・休祝日・年末年始休み)



おぼ が
〈覚え書き〉

あなたの^{せたい}世帯の
ちくたんとういん
地区担当員は

でんわ
電話は

です。

です。

あなたの^{ちいき}地域の
みんせいいいん
民生委員は

でんわ
電話は

さんです。

です。

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

れいわ ねん ねん がつ にちはっこう
令和5年（2023年）12月1日発行

とよなかしふくしじむしょ とよなかしやくしょだいにちようしゃ かい
豊中市福祉事務所（豊中市役所第二庁舎1階）

〒561-8501

とよなかしなかさくらづか でんわ
豊中市中桜塚3-1-1 電話 06-6858-2247

せいかつ ほ ご そうだんせんよう
生活保護相談専用フリーダイヤル 0120-020-671

（フリーダイヤルについては、^{しんきそうだんしゃ かぎ}新規相談者に限る）

とよなかしふくしじむしょぶんしつ
豊中市福祉事務所分室

〒561-0833

とよなかししょうないさいわいまち でんわ
豊中市庄内幸町5-8-1 電話 06-6334-4055

せいかつ ほ ご そうだんせんよう
生活保護相談専用フリーダイヤル 0120-020-672

（フリーダイヤルについては、^{しんきそうだんしゃ かぎ}新規相談者に限る）

